

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和3年8月26日（木）

午前9時30分

場所 教育研究所 5階研修ホール

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

- 報告第3号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について
- 報告第4号 令和3年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について
- 報告第5号 令和2年度さいたま市一般会計歳入歳出決算（教育費）について
- 報告第6号 全国学力・学習状況調査結果について

3 議 事

- 議案第39号 令和4年度当初さいたま市立学校教職員人事異動の方針について
- 議案第40号 令和4年度使用さいたま市立各高等学校用教科用図書の採択について
- 議案第41号 令和4年度使用さいたま市立大宮国際中等教育学校用教科用図書の採択について
- 議案第42号 令和4年度使用さいたま市立中学校用教科用図書の採択について
- 議案第43号 令和4年度使用さいたま市立浦和中学校用教科用図書の採択について

4 閉 会

報告第4号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和3年8月26日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

令和3年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

令和3年8月17日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 真由美

記

令和3年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について（別紙）

別 紙

令和3年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

別表

歳入歳出予算補正

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		93,178,898	30,438	93,209,336
	1 教育総務費	12,183,440	28,198	12,211,638
	4 高等学校費	2,858,461	2,240	2,860,701
歳出合計		93,178,898	30,438	93,209,336

補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳出

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特定財源	一般財源	
10 教育費	93,178,898	30,438	93,209,336	0	30,438	
1 教育総務費	12,183,440	28,198	12,211,638	0	28,198	
3 教育指導費	5,382,723	28,198	5,410,921	0	28,198	1 学校教育推進事業 28,198
4 高等学校費	2,858,461	2,240	2,860,701	0	2,240	
2 学校管理費	450,205	2,240	452,445	0	2,240	1 高等学校管理運営事業 2,240
歳 出 合 計	93,178,898	30,438	93,209,336	0	30,438	

提案理由

令和3年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）は、令和3年度に予定していた中学校、高等学校の修学旅行の中止・延期により発生する経費を公費により負担するために必要な経費について、市長に申出するものです。

令和3年度9月補正予算

事務事業概要

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 学校教育推進事業		補正額	28,198
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/指導1課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	予算書P. 39	- 一般財源 28,198
<事業の目的・内容> 教員の指導の改善、教育環境の整備等を図るために、アクティブ・ラーニング、さいたま市小・中一貫教育、未来（みら）くる先生を活用したキャリア教育、子どもの体力向上、部活動指導員配置等の施策を推進します。			補正前予算額 479,769
<補正の目的・内容> 新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行を中止及び延期したことに伴い発生する費用の公費負担に要する経費について、補正を行うものです。			
<主な事業> 1 修学旅行等経費補助金 28,198 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に予定していた中学校の修学旅行を中止及び延期したことに伴い発生する費用を公費で負担することで、保護者の経済的な負担をなくします。			
		[参考]	事業スケジュール ・令和3年11月～ 事業開始

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 高等学校管理運営事業		補正額	2,240
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/4項 高等学校費/2目 学校管理費	予算書P. 39	- 一般財源 2,240
<事業の目的・内容> 市立高等学校及び市立中等教育学校の管理運営に要する消耗品費、光熱水費、通信運搬費、非常勤講師に係る報酬等の経費を支払います。			補正前予算額 353,862
<補正の目的・内容> 新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行を延期したことに伴い発生する費用の公費負担に要する経費について、補正を行うものです。			
<主な事業> 1 修学旅行等経費補助金 2,240 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に予定していた高等学校の修学旅行を延期したことに伴い発生する費用を公費で負担することで、保護者の経済的な負担をなくします。			
		[参考]	事業スケジュール ・令和3年11月～ 事業開始

報告第5号

教育長の報告について

さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第1号の規定により、下記について別紙のとおりこれを報告する。

令和3年8月26日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

令和2年度さいたま市一般会計歳入歳出決算（教育費）について

令和2年度 教育委員会事務局 歳入・歳出決算の状況

1 一般会計

<歳入>

(単位：円)

	当初予算額	補正予算額	繰越財源充当額	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
16款 分担金及び負担金	47,130,000	0	0	47,130,000	47,422,850	47,422,850	0	0
17款 使用料及び手数料	453,675,000	△ 21,257,000	0	432,418,000	422,570,705	422,548,114	0	22,591
18款 国庫支出金	13,534,731,000	1,566,771,000	1,337,658,000	16,439,160,000	16,001,984,549	14,852,907,549	0	1,149,077,000
19款 県支出金	5,205,000	96,600,000	0	101,805,000	84,443,000	84,443,000	0	0
20款 財産収入	20,296,000	△ 2,634,000	0	17,662,000	13,296,195	13,296,195	0	0
22款 繰入金	2,980,000	0	0	2,980,000	1,620,000	1,620,000	0	0
24款 諸収入	117,289,000	21,854,000	597,000	139,740,000	173,943,103	158,854,840	1,895,000	13,193,263
局合計	14,181,306,000	1,661,334,000	1,338,255,000	17,180,895,000	16,745,280,402	15,581,092,548	1,895,000	1,162,292,854

<歳出>

(単位：円)

	当初予算額	補正予算額	前年度繰越額	流・充用額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
10款 教育費	28,734,794,000	3,445,611,000	5,190,434,000	0	37,370,839,000	28,197,928,208	5,592,046,650	3,580,864,142

※ 職員人件費を除く

【様式1-1】概況説明(書面審査)用

主な事業調書

会計名 : 一般会計	10款 : 教育費	01項 : 教育総務費	02目 : 事務局費	課所名 : 学校施設課
会計名 : 一般会計	10款 : 教育費	02項 : 小学校費	04目 : 学校建設費	
会計名 : 一般会計	10款 : 教育費	03項 : 中学校費	04目 : 学校建設費	

事業名 : 学校施設リフレッシュ推進事業

- 総合振興計画
- しあわせ倍増プラン2017
- 成長加速化戦略
- まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 局運営方針

1 事業の概要

(単位:円 %)

<p>① 事業目的</p> <p>安全・安心で持続的な教育環境を確保するため、学校施設リフレッシュ基本計画に基づき、計画的な改修・建替えを実施する。</p>	<p>② 事業内容</p> <p>「公共施設マネジメント計画・第1次アクションプラン」に基づき、老朽化している学校施設を計画的に中規模修繕、大規模改修、長寿命化修繕工事、改築工事を推進する。そのため、アスベスト分析調査、躯体の健全性調査、基本計画、基本設計、地質調査、敷地測量、実施設計、周辺家屋地盤変動影響調査、改築工事、改築工事に伴う職員室等の移設、コンピュータ教室等の配線作業を行う。</p>
--	---

2 事業の実施状況等

<p>① 課題</p> <p>さいたま市の学校施設は、市有建築物の約50%を占めており、多くは昭和40年代から50年代に建築され、老朽化が進行している。今後の厳しい財政状況において、校舎や体育館等の学校施設の改修・建替え等を適切なタイミングで実施し、良好な学習環境を維持することが重要な課題となっている。</p>	<p>② 事業の実施状況及び課題に対する具体的な取組</p> <p>学校施設リフレッシュ基本計画に基づき、学校施設の計画的な改修・改築を実施するための設計及び工事を行うとともに、公共施設マネジメント計画・第2次アクションプランの策定に伴い、学校施設リフレッシュ基本計画を改定するための業務委託を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計(小学校6校、中学校1校):大宮北小学校・上落合小学校・針ヶ谷小学校・三橋小学校・原山小学校・大戸小学校 与野西中学校 ・工事(小学校3校):与野本町小学校、尾間木小学校、大戸小学校 												
<p>③ 令和2年度決算額 主な事業費内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>委託料</td> <td>大戸小学校改築・中規模修繕工実施設計業務</td> <td>(48,440,000 円)</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>与野本町小学校複合施設整備仮設校舎賃貸借</td> <td>(133,295,200 円)</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td>大戸小学校東校舎改築工事</td> <td>(44,590,000 円)</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td>与野本町小学校校舎大規模改修工事</td> <td>(740,935,800 円)</td> </tr> </table>		委託料	大戸小学校改築・中規模修繕工実施設計業務	(48,440,000 円)	使用料及び賃借料	与野本町小学校複合施設整備仮設校舎賃貸借	(133,295,200 円)	工事請負費	大戸小学校東校舎改築工事	(44,590,000 円)	工事請負費	与野本町小学校校舎大規模改修工事	(740,935,800 円)
委託料	大戸小学校改築・中規模修繕工実施設計業務	(48,440,000 円)											
使用料及び賃借料	与野本町小学校複合施設整備仮設校舎賃貸借	(133,295,200 円)											
工事請負費	大戸小学校東校舎改築工事	(44,590,000 円)											
工事請負費	与野本町小学校校舎大規模改修工事	(740,935,800 円)											

3 歳出予算執行状況

年度	節名	予 算 現 額					支出済額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A-B-C) (D)	執行率 (B)/(A)
		当初予算額 (使途変更による増減後の額)	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越額	予備費支出 及び 流用増減額	計 (A)				
令和2年度	委託料	284,002,000	△ 27,948,000	57,337,000	△ 4,912,000	308,479,000	132,251,267	142,318,000	33,909,733	42.9
	使用料及び賃借料	134,250,000	△ 954,000	0	0	133,296,000	133,295,200	0	800	100.0
	工事請負費	1,165,066,000	△ 245,476,000	92,892,000	0	1,012,482,000	785,525,800	221,091,000	5,865,200	77.6
	その他	33,908,341	△ 5,431,000	0	50,000	28,527,341	17,749,356	0	10,777,985	62.2
	計	1,617,226,341	△ 279,809,000	150,229,000	△ 4,862,000	1,482,784,341	1,068,821,623	363,409,000	50,553,718	72.1
令和元年度	役務費	4,930,000	0	0	0	4,930,000	3,553,640	0	1,376,360	72.1
	委託料	238,929,000	0	0	0	238,929,000	138,291,128	57,337,000	43,300,872	57.9
	使用料及び賃借料	126,000,000	0	0	0	126,000,000	126,000,000	0	0	100.0
	工事請負費	1,836,264,000	△ 384,320,000	518,785,000	0	1,970,729,000	1,846,321,880	92,892,000	31,515,120	93.7
	計	2,206,123,000	△ 384,320,000	518,785,000	0	2,340,588,000	2,114,166,648	150,229,000	76,192,352	90.3

【様式1-1】概況説明(書面審査)用

主な事業調書

会計名 : 一般会計 10款 : 教育費 06項 : 社会教育費 04目 : 図書館費 課所名 : 管理課(教)

事業名 : 図書館施設リフレッシュ事業

- 総合振興計画
- まち・ひと・しごと創生総合戦略
- しあわせ倍增プラン2017
- 局運営方針
- 成長加速化戦略

1 事業の概要

(単位:円 %)

<p>① 事業目的 図書館施設リフレッシュ事業は、既存の図書館施設を標準で60年使用し、躯体の健全性調査の結果が良好な場合には80年以上使用することを前提として、計画的に図書館施設を維持し、改修・建替えの時期を検討・実施することで、財政負担の平準化を図り、安全・安心で持続的な学習環境の確保を目指す。</p>	<p>② 事業内容 図書館利用者に安全・安心な学習環境を提供するため、「図書館施設リフレッシュ計画」を策定し、この計画に基づき、老朽化対策、バリアフリー化、省エネルギー化の工事等を推進する。</p>
--	---

2 事業の実施状況等

<p>① 課題 本市が設置する図書館数は、中央図書館1館、拠点図書館10館、地区図書館11館、分館3館の計25館となる。そのうち、築後20年以上の図書館は15館あり、図書館施設全体の60%を占めており、老朽化が進行している。また、老朽化が進行するのに伴い、改修範囲が拡大し、改修費用が増加し財政的にも財政負担が大きくなることから、計画的な改修・建替え工事を行うことが求められている。</p>	<p>② 事業の実施状況及び課題に対する具体的な取組 ・令和2年度については、大宮西部図書館、宮原図書館及び七里図書館の中規模修繕工事を実施した。 ・主な工事内容としては、屋上防水、外壁改修、建具改修、内装仕上げ工事、トイレ改修、外構改修工事、環境配慮改修、電気設備改修工事、機械設備改修工事等を実施し、図書館施設の長寿命化を図るとともに、利用者が安全・安心に利用できるよう改修した。</p>						
<p>③ 令和2年度決算額 主な事業費内訳</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>役務費</td> <td>事務室移転手数料</td> <td>(32,395,154円)</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td>大宮西部図書館中規模修繕工事</td> <td>(277,270,400円)</td> </tr> </table>		役務費	事務室移転手数料	(32,395,154円)	工事請負費	大宮西部図書館中規模修繕工事	(277,270,400円)
役務費	事務室移転手数料	(32,395,154円)					
工事請負費	大宮西部図書館中規模修繕工事	(277,270,400円)					

3 歳出予算執行状況

令和2年度	節名	予 算 現 額				支出済額 (B)	翌年度繰越額 (C)	不用額 (A-B-C) (D)	執行率 (B)/(A)
		当初予算額 (使途変更による増減後の額)	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減額				
	役務費	43,516,000				32,395,154		11,120,846	74.4
	工事請負費	396,314,000	△ 106,265,000			277,270,400		12,778,600	95.6
					0			0	
					0			0	
	計	439,830,000	△ 106,265,000	0	0	309,665,554	0	23,899,446	92.8

令和元年度	節名	予 算 現 額				支出済額 (B)	翌年度繰越額 (C)	不用額 (A-B-C) (D)	執行率 (B)/(A)
		当初予算額 (使途変更による増減後の額)	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減額				
	役務費	3,003,000				2,362,757		640,243	78.7
	委託料	13,629,000				10,144,200		3,484,800	74.4
					0			0	
					0			0	
	計	16,632,000	0	0	0	12,506,957	0	4,125,043	75.2

議案第39号

令和4年度当初さいたま市立学校教職員人事異動の方針について

令和4年度当初さいたま市立学校教職員人事異動の方針について、別紙のとおり定める。

令和3年8月26日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

(案)

令和4年度当初さいたま市立学校教職員人事異動の方針

「第2期さいたま市教育振興基本計画」の具現化を目指し、児童生徒が生き生きと学校生活を送り、学校教育に対する市民の期待に応えるため、次の方針に基づき人事異動を行うものとする。

- 1 各学校の気風を刷新し、学校経営方針を踏まえた教職員組織の充実と活性化を図るため、適材を適時に適所に配置する。
- 2 学校間の教職員組織の均衡化に努め、教育の機会均等を図るため、全市的な視野から積極的に異動を行う。
- 3 各学校の教職員構成の適正化に配慮し、年齢・職務経験等を考慮して長期的展望をもって計画的に異動を行う。
- 4 小・中・高等・中等教育・特別支援学校の特色を相互に理解し、専門性や系統性を踏まえた教育の充実を図ることで、12年間の学びの連続性を強化するため、積極的に校種間の人事異動を推進する。
- 5 本市立学校教職員の資質向上を図るため、国立大学法人埼玉大学附属学校、国立大学法人東京学芸大学附属学校並びに川口市立及び川越市立高等学校との人事交流、埼玉県内の市町村立学校及び県立学校との人事異動を実施する。
- 6 自然体験活動の充実を図るため、適材を舘岩少年自然の家に配置する。

提案理由

令和4年度当初さいたま市立学校教職員人事異動を適切に行うため、その方針を定めるものです。

また、人事の権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第二十一条第三号により、さいたま市教育委員会が有するため、議案として提案します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

議案第40号

令和4年度使用さいたま市立各高等学校用教科用図書採択について

令和4年度使用さいたま市立各高等学校用教科用図書について、別紙のとおり採択する。

令和3年8月26日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

提案理由

さいたま市立高等学校において令和4年度に使用する教科用図書につきまして、各校長から選定方針、一覧表及び選定理由書等が提出されました。

採択については義務教育である小・中学校と異なり、毎年度学校ごとに行います。また、採択の権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第二十一条第六号により、さいたま市教育委員会が有するため、議案として提案するものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他教材の取扱いに関すること。

(参考)

「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」(令和3年3月30日付け2初教科67号)

1 採択に当たっての留意事項について

(2) 中学校用教科書の採択について

(ア) 採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

(イ) 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究(下記(カ)参照)の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

(カ) 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定に基づき、新たに発行されることとなった図書について調査研究を行うこと。その際、具体的な実施方法については、各都道府県教育委員会において、その実情を踏まえて適切に判断されるべきものである。

「市町村教育委員会が教科用図書を採択するに当たっての採択基準について(通知)」(令和3年6月11日付け教義指第346号)

市町村教育委員会等が教科用図書を採択する際の留意事項

12 令和3年度においては、中学校用教科用図書の自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなった。このことから、無償措置法施行規則第6条第3号により各採択権者が採択替えを行うことも可能であることに留意すること。

議案第41号

令和4年度使用さいたま市立大宮国際中等教育学校用教科用図書採択について

令和4年度使用さいたま市立大宮国際中等教育学校用教科用図書社会（歴史的分野）と後期課程について、別紙を参考資料として採択する。

令和3年8月26日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

提案理由

「令和4年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」（令和3年3月30日付け2初教科67号）及び「市町村教育委員会が教科用図書を選定するに当たっての採択基準について（通知）」（令和3年6月11日付け教義指第346号）に基づき、令和4年度にさいたま市立大宮国際中等教育学校で使用する教科用図書社会（歴史的分野）の採択について、議案として提案するものです。

また、さいたま市立大宮国際中等教育学校において令和4年度に使用する教科用図書につきまして、各校長から選定方針、一覧表及び選定理由書等が提出されました。採択については義務教育である小・中学校と異なり、毎年度学校ごとに行います。採択の権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第二十一条第六号により、さいたま市教育委員会が有するため、議案として提案するものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他教材の取扱いに関すること。

(参考)

「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」(令和3年3月30日付け2初教科67号)

1 採択に当たっての留意事項について

(2) 中学校用教科書の採択について

(ア) 採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

(イ) 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究(下記(カ)参照)の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

(カ) 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定に基づき、新たに発行されることとなった図書について調査研究を行うこと。その際、具体的な実施方法については、各都道府県教育委員会において、その実情を踏まえて適切に判断されるべきものである。

「市町村教育委員会が教科用図書を採択するに当たっての採択基準について(通知)」(令和3年6月11日付け教義指第346号)

市町村教育委員会等が教科用図書を採択する際の留意事項

12 令和3年度においては、中学校用教科用図書の自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなった。このことから、無償措置法施行規則第6条第3号により各採択権者が採択替えを行うことも可能であることに留意すること。

議案第42号

令和4年度使用さいたま市立中学校用教科用図書採択について

令和4年度使用さいたま市立中学校用教科用図書社会（歴史的分野）について、別紙を参考資料として採択する。

令和3年8月26日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

提案理由

「令和4年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」（令和3年3月30日付け2初教科67号）及び「市町村教育委員会が教科用図書を選採するに当たっての採択基準について（通知）」（令和3年6月11日付け教義指第346号）に基づき、令和4年度にさいたま市立中学校で使用する教科用図書社会（歴史的分野）の採択について、議案として提案するものです。

(参考)

「令和4年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」(令和3年3月30日付け2初教科67号)

1 採択に当たっての留意事項について

(2) 中学校用教科書の採択について

(ア) 採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

(イ) 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究(下記(カ)参照)の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

(カ) 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定に基づき、新たに発行されることとなった図書について調査研究を行うこと。その際、具体的な実施方法については、各都道府県教育委員会において、その実情を踏まえて適切に判断されるべきものである。

「市町村教育委員会が教科用図書を採択するに当たっての採択基準について(通知)」(令和3年6月11日付け教義指第346号)

市町村教育委員会等が教科用図書を採択する際の留意事項

12 令和3年度においては、中学校用教科用図書の自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなった。このことから、無償措置法施行規則第6条第3号により各採択権者が採択替えを行うことも可能であることに留意すること。

議案第43号

令和4年度使用さいたま市立浦和中学校用教科用図書採択について

令和4年度使用さいたま市立浦和中学校用教科用図書社会（歴史的分野）について、別紙を参考資料として採択する。

令和3年8月26日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

提案理由

「令和4年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」（令和3年3月30日付け2初教科67号）及び「市町村教育委員会が教科用図書を選定するに当たっての採定基準について（通知）」（令和3年6月11日付け教義指第346号）に基づき、令和4年度にさいたま市立浦和中学校で使用する教科用図書社会（歴史的分野）の採定について、議案として提案するものです。

(参考)

「令和4年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」(令和3年3月30日付け2初教科67号)

1 採択に当たっての留意事項について

(2) 中学校用教科書の採択について

(ア) 採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

(イ) 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究(下記(カ)参照)の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

(カ) 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定に基づき、新たに発行されることとなった図書について調査研究を行うこと。その際、具体的な実施方法については、各都道府県教育委員会において、その実情を踏まえて適切に判断されるべきものである。

「市町村教育委員会が教科用図書を採択するに当たっての採択基準について(通知)」(令和3年6月11日付け教義指第346号)

市町村教育委員会等が教科用図書を採択する際の留意事項

12 令和3年度においては、中学校用教科用図書の自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなった。このことから、無償措置法施行規則第6条第3号により各採択権者が採択替えを行うことも可能であることに留意すること。